

定 例 教 育 委 員 会 次 第

令和6年3月27日（水曜日）
14時00分～

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長報告

教育長の臨時代理について

4 議事（公開）

付議第49号議案

佐賀県教育委員会表彰規則の一部改正について

（教育総務課）

付議第51号議案

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

（教職員課）

付議第52号議案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（案）について

（教職員課）

付議第53号議案

市町立学校学級編制基準（案）について

（教職員課）

付議第54号議案

SAGAスクール・ミッションについて

（教育振興課）

5 事務局報告（公開）

（1）令和6年度佐賀県立中学校入学者選抜結果について

（学校教育課）

(2) 第78回国民スポーツ大会冬季大会について

(保健体育課)

(3) 次回定例教育委員会について

令和6年4月26日(金)10時00分～

(教育総務課)

6 議事(非公開)

付議第55号議案

教職員の人事について

(教職員課)

7 事務局報告(非公開)

(1) 令和6年度スーパーティーチャーズの認証について

(教職員課)

(2) 教職員人事異動の概要について

(教職員課)

(3) 令和6年2月定例県議会における主な質問事項について

(教育総務課)

定例教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 令和6年2月13日（火曜日）
2 場 所 教育委員会室
3 参集者 甲斐教育長、牟田委員、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、荒木委員、嘉村副教育長、大橋危機管理・広報総括監、松尾総体2024総括監、見浦教育DX推進監、内田教育総務課長、岡教職員課長、池田生徒支援室長、江口保健体育課長 ほか

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

(1) 開 会 14時00分

(2) 前回議事録の承認

このことについて、甲斐教育長は会議に諮り、委員会は承認した。

(3) 事務局報告

- ① 江口保健体育課長は、第78回国民スポーツ大会冬季大会について、資料に基づき次のとおり報告した。

（江口保健体育課長）

資料1-1をご覧ください。第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技について説明する。今回の冬季大会から国体から国民スポーツ大会へと名称が変更となった。冬季大会の正式競技は、スケート、アイスホッケー、スキーの3競技である。なお本大会の国スポは、正式競技37競技、特別競技1競技、公開競技7競技となっている。今回行われるスキー競技会は令和6年2月21日（水）～24日（土）まで、赤倉温泉スキー場（山形県最上町）で開催される。佐賀県からは、ジャイアントスラロームに少年男女3名が出場する。

- ② 内田教育総務課長は、次回定例教育委員会について、次のとおり報告した。

（内田教育総務課長）

次回定例教育委員会は、3月27日（水曜日）14時00分から開催する予定としている。委員の出席をお願いしたい。

(4) 議事

教育長は非公開を宣言した。

【付第44号議案】

県議会に提出する教育関係議案に対する意見について

このことについて、議案書により内田教育総務課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第 45 号議案】

県議会に提出する教育関係議案に対する意見について

このことについて、議案書により内田教育総務課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(5) 事務局報告（非公開）

- ① 池田生徒支援室長は、佐賀県立武雄青陵中学校事故調査委員会委員の追加について、資料に基づき報告した。

(7) 閉 会 14 時 29 分

臨時教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 令和6年3月8日（金曜日）
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 参集者 甲斐教育長、牟田委員、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、荒木委員、嘉村副教育長、岡教職員課長 ほか

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

(1) 開 会 10時00分

(2) 議事

教育長は非公開を宣言した。

【付第46号議案】

令和6年度小・中・義務教育学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により岡教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第47号議案】

令和6年度県立学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により岡教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第48号議案】

教育委員会事務局等職員の人事について

このことについて、議案書により嘉村副教育長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(7) 閉 会 10時27分

令和6年3月定例教育委員会資料

(令和6年3月27日)

教育長報告

佐賀県教育委員会

写

教委学第3489号

令和6年3月19日

佐賀県いじめ問題対策委員会 委員長 様

佐賀県教育委員会



次の事項について、諮問します。

県立学校におけるいじめの重大事態への対応について

(理由)

県立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項第2号に該当するいじめの重大事態が発生したことから、法第28条第1項及び佐賀県いじめ問題対策委員会条例第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問するものである。

記

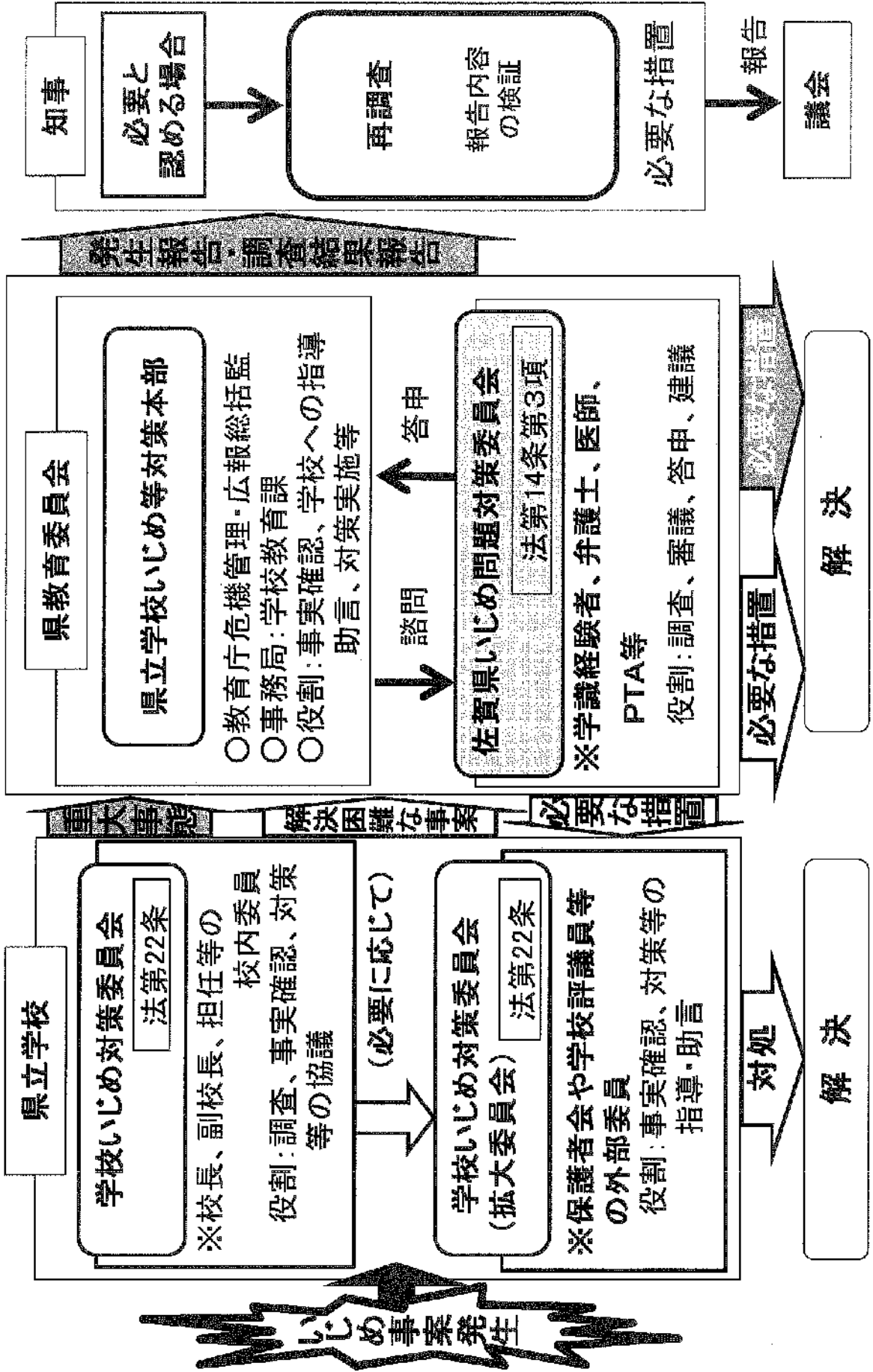
- 1 県立学校で発生したいじめの重大事態に関する調査について
- 2 調査結果を踏まえた対処の在り方について

佐賀県いじめ問題対策委員会委員

令和6年1月1日現在

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	浴本 信子	特定非営利活動法人ITサポートさが 事務局長	
	草場 栄美	法務局 人権擁護委員	
	佐藤 武	九州大学 伊都診療所 医師	
	高尾 兼利	学校法人永原学園 西九州大学 教授	委員長
	富吉賢太郎	学校法人佐賀清和学園 佐賀清和中学校・高等学校 理事長	
	福田 恵巳	すず風法律事務所 弁護士	
	原 恭二	佐賀県警友会	
保護者	横尾 順子	佐賀県高等学校PTA連合会 副会長	

県立学校におけるいじめ事案発生時の対処



※ 重大事態への対応

※ 重大事態に至らない場合の対応

〈参考〉

いじめ防止対策推進法(抜粋)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

◎佐賀県条例第20号

佐賀県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、佐賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に佐賀県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実効的に行うための専門的知見に基づいて審議を行うこと。
- (2) 県立学校における法第24条に規定する事案について調査すること。
- (3) 県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態について調査すること。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、県立学校におけるいじめの問題の解決に関する事務を行う。この場合において、事実関係の確認及び調査、いじめの認定、建議その他のいじめの問題の解決に関する事務を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県立学校に在籍する生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。
(委員以外の者の出席)
- 第7条** 委員長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
(臨時委員)
- 第8条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。
 - 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門家のうちから、教育委員会が任命する。
 - 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
(秘密保持義務)
- 第9条** 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 2 第7条の規定により会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。
(庶務)
- 第10条** 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。
(補則)
- 第11条** この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由・内容

- 1 佐賀県教育委員会事務局の組織及び事務分掌を定める佐賀県教育委員会事務局組織規則（ほか3規則について、令和6年4月1日付けの教育委員会事務局組織改正に伴い、必要な規定を整理するもの）
- 2 施行期日 令和6年4月1日

参考（主な改正）

- 【佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正】
 - ・ 職制の記載の整理を行うこととした
 - ・ 新たに「調整主幹」、「副主幹」及び「主幹」を置くこととした
- 【佐賀県教育委員会事務局の職の設置等に関する規則の一部改正】
 - ・ 決裁権限を有さない「調整主幹」、「副主幹」を加えるもの
- 【佐賀県教育財産管理規則の一部改正】
 - ・ 所管換の定義中、組織の説明の記載を改めることとした
- 【佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正】
 - ・ 新たに「調整主幹」、「副主幹」及び「主幹」を置くこととした

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）
 （佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第 1 条 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>(職制)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 理事は、上司の命を受けて、<u>庁務の一部を掌理する。</u></p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 副教育長は、教育長を助け、<u>庁務を整理し、教育長不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 教育危機管理・広報総括監は、<u>上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。</u></p>	<p>(職制)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 理事は、上司の命を受けて、<u>事務局の分掌事務の一部を掌理する。</u></p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 副教育長は、教育長を助け、<u>事務局の分掌事務を整理し、教育長不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 前項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ<u>それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</u></p>						
<p>3 総体 2 0 2 4 総括監は、<u>上司の命を受けて、全国高等学校総合体 育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大 会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2 4」という。）</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="901 846 954 1070">職</th> <th data-bbox="901 185 954 846">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 846 1038 1070">教育危機管理・ 広報総括監</td> <td data-bbox="954 185 1038 846">危機管理及び広報に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1038 846 1246 1070">総体 2 0 2 4 総括監</td> <td data-bbox="1038 185 1246 846">全国高等学校総合体育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2 4」という。）との連携並びに SAGA 部活の推進に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	教育危機管理・ 広報総括監	危機管理及び広報に関する事務	総体 2 0 2 4 総括監	全国高等学校総合体育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2 4」という。）との連携並びに SAGA 部活の推進に関する事務
職	職務						
教育危機管理・ 広報総括監	危機管理及び広報に関する事務						
総体 2 0 2 4 総括監	全国高等学校総合体育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2 4」という。）との連携並びに SAGA 部活の推進に関する事務						

との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務を掌理する。

第9条 略

2・3 略

4 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務をつかさどり、第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者の服務について指揮監督する。

5 リーダーは、上司の命を受け、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に関する事務をつかさどり、第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者の服務について指揮監督する。

6 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する課長、推進監又はリーダーが、その職務を代行する。

第10条 略

2 略

3 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する室長が、その職務を代行する。

第11条 略

2 教育企画監、参事及び技術監は、上司の命を受け、課及び室の分掌事務の一部を掌理する。

第12条 略

第9条 略

2・3 略

4 第2項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に掲げる事務をつかさどり、所属の職員の服務の服務について指揮監督する。

職	職務
推進監	教育DXに関する事務
リーダー	総体2024の開催及びSAGA2024との連携に関する事務

5 教育長及び副教育長とともに不在のときは、当該事務を担当する課長又は第2項に規定する職にある者が、その職務を代行する。

第10条 略

2 略

3 教育長及び副教育長とともに不在のときは、当該事務を担当する室長が、その職務を代行する。

第11条 略

2 前項に規定する職にある者は、上司の命を受け、課及び室の分掌事務の一部を掌理する。

3 課長又は室長が不在のときは、当該事務を担当する第1項に規定する職にある者が、その職務を代行する。

第12条 略

2 課に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。

2 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

(1) 課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。

(2) 略

第13条 略

2 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

(1) 室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。

(2) 略

第14条 略

第14条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリーダーを補佐するため、指導主幹を置く。

2 指導主幹は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に係る指導主幹の事務に関する調査及び企画事務を処理する。

第14条の3 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。

2 情報主幹は、上司の命を受けて、事務局及び教育機関の情報セキ

3 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

(1) 課の分掌事務を整理し、課長（前条第1項に規定する職を置く課にあつては、課長及び同項に規定する職にある者）が不在のときは、その職務を代行する。

(2) 略

4 第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。

第13条 略

2 室に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。

3 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

(1) 室の分掌事務を整理し、室長（第11条第1項に規定する職を置く室にあつては、室長及び同項に規定する職にある者）が不在のときは、その職務を代行する。

(2) 略

4 第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、室の分掌事務の一部を処理する。

第14条 略

ユリテイに関する調査及び企画事務並びに教育DXの推進に関する調査及び企画事務を処理する。

3 指導主幹は、上司の命を受けて、教育DXに係る指導主事の事務に関する調査及び企画事務を処理する。

第15条 略

第15条 略

第15条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、推進監及びびりーダーを補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。

2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、推進監及びびりーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

3 第1項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。

(1) 総体2024の開催及びSAGA2024との連携に係る指導主事の事務に関する調査及び企画に関すること。

(2) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画に関すること。

(3) 教育DXの推進に関する調査及び企画に関すること。

(4) 教育DXに係る指導主事の事務に関する調査及び企画に関すること。

4 第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。

(1) 総体2024の開催に関すること。

(2) SAGA2024との連携に関すること。

(3) 教育DXに関する施策の企画及び調整に関すること。

(4) 教育DXの推進及び支援に関すること。

- (5) 教育DXに関する教職員の人材育成に関すること。
- (6) 教育情報システムネットワーク等インフラの整備及び管理に関すること。
- (7) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関すること。

第16条 略

第16条 略

第16条の2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に関する事務の一部を処理する。

第16条の3 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。

- (1) 教育DXに関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教育DXの推進及び支援に関すること。
- (3) 教育DXに関する教職員の人材育成に関すること。
- (4) 教育情報システムネットワーク等インフラの整備及び管理に関すること。
- (5) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関すること。

第17条 略

2 教育事務所に教育指導監及び係長を置くことができる。

3～6 略

第17条 略

2 教育事務所に教育指導監、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

3～6 略

7 調整主幹、副主幹及び主幹は、上司の命を受けて、所務の一部を

<p>7～10 略</p> <p>第18条 第9条、第11条、第12条、第15条、第16条の2及び第16条の3に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</p>	<p>処理する。</p> <p>8～11 略</p> <p>第18条 第9条、第11条、第12条、第15条及び第15条の2に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p>
---	---

(佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則（昭和33年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）			
<p>左欄（職員）</p> <p>指導主事</p>	<p>右欄（職）</p> <p>主幹、指導主事</p>	<p>左欄（職員）</p> <p>指導主事</p>	<p>右欄（職）</p> <p><u>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、指導主事</u></p>
<p>事務職員</p>	<p>主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員</p>	<p>事務職員</p>	<p><u>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職</u></p>

技術職員	主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員	技術職員 調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員
社会教育主事	主幹、主任主査、主査、社会教育主事	社会教育主事 調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、社会教育主事
略		略

(佐賀県教育財産管理規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正前	改正後
(定義)		(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略		第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略

<p>(3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第2項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。</p> <p>(4) 略</p>
---	---

(佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正)
第4条 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第5条 教育センターに所長のほかに副所長を置く。</p> <p><u>2</u>・<u>3</u> 略</p> <p>第6条 課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 所長及び副所長ともに不在のときは、総務課長が所長の職務を代行する。</p> <p>第7条 課に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条の2 前2条に定める者のほか、教育センターに課長及び係長</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 教育センターに所長を置く。</p> <p><u>2</u> 教育センターに副所長を置くことができる。</p> <p><u>3</u>・<u>4</u> 略</p> <p>第6条 課に課長を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 所長及び副所長がともに不在のときは、総務課長が所長の職務を代行する。</p> <p>第7条 課に調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>第7条の2 前2条に定める者のほか、教育センターに課長、調整主</p>

<p>を置くことができる。</p> <p>2 略 (所長の専決事項)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することのできる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略 (所長の専決事項)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 副所長、課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、所長が専決することのできる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由・内容

- 1 佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴い、関係訓令の規定を整備するもの
- 2 施行期日 令和6年4月1日

参考（主な改正）

- 以下の訓令において、課の定義の見直しを行うもの
 - (1) 佐賀県教育委員会公印規程
 - (2) 佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程
- 教育委員会事務局専決規程
 - ・新たに参事について定義付けし、副課長と同等の権限を付与するもの
 - ・係長に係る定義を改正し、調整主幹、副主幹及び主幹を係長の定義に含めるもの

佐賀県教育委員会訓令第 号

本 庁
教育事務所
教育機関

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
令和 6 年 月 日

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (案)
佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美
(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第 1 条 佐賀県教育委員会公印規程 (昭和63年佐賀県教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則 (昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。) 第 2 条第 1 項に規定する課、組織規則第 9 条第 2 項に規定する推進並びに組織規則第14条の 3 第 1 項及び第16条の 3 第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第 9 条第 2 項に規定するリーダー並びに組織規則第14条の 2 第 1 項及び第16条の 2 第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則 (昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。) 第 2 条第 1 項に規定する課、組織規則第 9 条第 2 項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(2) 略</p>
<p>(佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程の一部改正)</p> <p>第 2 条 佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程 (平成 6 年佐賀県教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>改正後</p> <p>(定義)</p>

<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 <u>組織規則第2条第1項に掲げる課、組織規則第9条第2項に規定する推進監並びに組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(教育委員会事務局専決規程の一部改正)</p>	<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 <u>組織規則第2条第1項に掲げる課、組織規則第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>
---	---

第3条 教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 副課長 <u>組織規則第2条第1項に規定する課の副課長並びに組織規則第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条の規定により置かれた副課長をいう。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 係長 <u>組織規則第15条第1項に規定する係長並びに組織規則</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 参事 <u>組織規則第11条第1項の規定により置かれた教育企画監、参事及び技術監並びに組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた参事及び技術監をいう。</u></p> <p>(9) 副課長 <u>組織規則第2条第1項に規定する課の副課長、組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた副課長、組織規則第14条に規定する人事主幹及び指導主幹並びに組織規則第15条の2第1項に規定する情報主幹及び指導主幹をいう。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 係長 <u>組織規則第12条第2項及び第13条第2項の規定によ</u></p>

<p>則第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条の規定により置かれた係長をいう。</p> <p>(11)・(12) 略 (各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあつては第8号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所属の職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 課長及び室長は、次に掲げるもの（室長にあつては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 歳入の徴収及び収納事務の私人委託に伴う委託証明書の交付及び検証に関すること。</p> <p>(教育振興課長専決事項)</p> <p>第7条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>佐賀県就学指導委員会に関すること。</u> (特別支援教育室長専決事項)</p> <p>第10条の2 特別支援教育室長は、<u>特別支援教育に関すること</u>を専決することができる。</p> <p>(副課長等専決事項)</p>	<p>り置かれた調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第15条第1項に規定する係長並びに組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。</p> <p>(12)・(13) 略 (各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあつては第8号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所属の職員の旅行（自らの外国旅行を除く。）又は時間外勤務を命令すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 課長及び室長は、次に掲げるもの（室長にあつては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 歳入の徴収及び収納事務の私人委託に伴う委託証明書の交付及び検証並びに指定公金事務取扱者への公金事務の委託に伴う委託証明書の交付及び検証に関すること。</p> <p>(教育振興課長専決事項)</p> <p>第7条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(特別支援教育室長専決事項)</p> <p>第10条の2 特別支援教育室長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 特別支援教育に関すること。 (2) <u>佐賀県就学指導委員会に関すること。</u> (副課長等専決事項)</p>
---	---

<p>第11条 副課長は、課長が専決することができる事務のうち課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>2 副室長は、室長が専決することができる事務のうち室長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(教育事務所長等専決事項)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 教育指導監、教育事務所副所長及び<u>教育事務所支所長</u>は、<u>教育事務所長</u>が定めるもの(教育事務所支所長にあっては、<u>教育事務所支所長</u>に係る事務に限る。)を専決することができる。</p> <p>(課長等の代決者)</p> <p>第18条 課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 室長が専決できる事務について、室長が不在のときは、副室長がその事務を代決することができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第11条 <u>参事又は副課長</u>は、課長が専決することができる事務のうち課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>2 <u>参事又は副室長</u>は、室長が専決することができる事務のうち室長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(教育事務所長等専決事項)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 教育指導監、教育事務所副所長、<u>教育事務所支所長</u>、<u>調整主幹</u>、<u>副主幹</u>、<u>主幹及び係長</u>は、<u>教育事務所長</u>が専決することができる事務のうち、<u>教育事務所長</u>が定めるもの(教育事務所支所長にあっては、<u>教育事務所支所</u>に係る事務に限る。)を専決することができる。</p> <p>(課長等の代決者)</p> <p>第18条 課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、<u>参事又は副課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>2 室長が専決できる事務について、室長が不在のときは、<u>参事又は副室長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>3・4 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月定例教育委員会資料

(令和6年3月27日)

議 事 【公 開】

佐賀県教育委員会

付第49号議案

佐賀県教育委員会表彰規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり定める。

佐賀県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会 教育総務課

改正の理由・内容

1 教育の振興の功績が特に顕著なもの等に対して県教育委員会が行う表彰の方法等を定める本規則について、知事部局の表彰規則の改正を踏まえ、欠格要件を定めるもの。

2 施行期日 公布の日

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則 (案)

佐賀県教育委員会表彰規則 (平成 2 年佐賀県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(具申)</p> <p>第 3 条 関係団体の代表者又は関係機関の長 (以下「代表者等」という。) は、当該団体若しくは当該機関に所属する者又は当該団体若しくは当該機関が前条の規定に該当すると認められるときは、県教育委員会に具申することができる。</p> <p>2 代表者等は、前項の規定により具申する場合は、被表彰候補者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 具申書 (2) ～(5) 略</p> <p>第 4 条～第 7 条 略</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その判決が確定した後、県教育委員会が定める期間を経過しない者</p> <p>(2) 破産者で復権を得ないもの</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと認められるもの</p> <p>(推薦)</p> <p>第 4 条 関係団体の代表者又は関係機関の長 (以下「代表者等」という。) は、当該団体若しくは当該機関に所属する者又は当該団体若しくは当該機関が第 2 条の規定に該当すると認められるときは、県教育委員会に推薦することができる。</p> <p>2 代表者等は、前項の規定により推薦する場合は、被表彰候補者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>第 5 条～第 8 条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付第51号議案

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

このことについて、別紙のとおり決定する。

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員 の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教職員課

改正の理由・内容

- 1 県教育委員会事務局や公立学校等に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定める
本規則において、勤勉手当に係る在職期間について新たに規定等するもの
- 2 施行期日 令和6年4月1日

参考

- ・知事規則の改正に伴い、知事規則を読み替えている部分の改正
- ・令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することになった
(関係条例は令和5年11月議会で議決済)
- ・会計年度任用職員の勤勉手当に係る在職期間は、一般職員の例によることとする

佐賀県教育委員会規則第●号

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規

則（案）

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条 例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第 3項、第7項及び第9項から第11項まで、第3条第3項、第5項 及び第7項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀 県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する地 方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲 げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2 号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、 費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を 定めるものとする。</p> <p>(報酬等に関し必要な事項)</p> <p>第2条 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の報 酬等に関し必要な事項（次条に規定するものを除く。）については、 佐賀県知事の事務部に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関 する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の規定の例による。この 場合において、同規則第2条中「第8条」とあるのは「第8条（佐 賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関す る条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務 時間等条例」という。）第2条において佐賀県立学校職員の例によ ることとされる場合を含む。）」と、同規則第3条第3項第1号中</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条 例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第 3項及び第7項から第10項まで、第3条第3項、第5項及び第6 項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀県教育委 員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する地方公務員 法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以 下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる 者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償 及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるも のとする。</p> <p>(報酬等に関し必要な事項)</p> <p>第2条 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の報 酬等に関し必要な事項（次条に規定するものを除く。）については、 佐賀県知事の事務部に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関 する規則（令和2年佐賀県規則第33号）の規定の例による。この 場合において、同規則第2条中「第8条」とあるのは「第8条（佐 賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関す る条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務 時間等条例」という。）第2条において佐賀県立学校職員の例によ ることとされる場合を含む。）」と、同規則第3条第2項中「県職</p>

改正前	改正後
<p>「第24条の3」とあるのは「第24条の3（県費負担教職員勤務時間等条例第2条において佐賀県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）」と読み替えることとする。</p> <p>（非常勤講師の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第3条 公立学校に勤務する第1号会計年度任用職員のうち講師に支給する条例第2条第11項に規定する通勤に係る費用弁償は、次に掲げる者に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>員給与条例第17条第2項」とあるのは「佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第20条第2項」と、同条例第3項第1号ア中「佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）」とあるのは「佐賀県公立学校職員給与条例」と、同条例第4項第1号中「第24条の3」とあるのは「第24条の3（県費負担教職員勤務時間等条例第2条において佐賀県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）」と読み替えることとする。</p> <p>（非常勤講師の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第3条 公立学校に勤務する第1号会計年度任用職員のうち講師に支給する条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償は、次に掲げる者に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付第52号議案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(案)について

このことについて、別紙のとおり決定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教職員課

改正の内容・理由

- 1 教育職員の免許状に関し必要な事項を定める本規則について、教育職員免許法施行規則（文部科学省）の改正に伴い、科目区分の見直しを行うもの
- 2 施行期日 令和6年4月1日

参考（主な改正）

免許取得に係る科目について、以下のとおり規定の整備を行う。

- (1) 中学校教諭・高校教諭免許状授与に係る科目区分の統合、削除及び名称の変更
- (2) 特別支援学校教諭免許状授与に係る科目の内容の変更

佐賀県規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (案)

教育職員免許状に関する規則 (平成 2 年佐賀県教育委員会規則第 12 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>別表第 7 (第 16 条の 2 関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中学校教諭に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法</p>			
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	
免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	4 以下の場合	5 以上 9 以下の場合
		10 以上の場合	
略			
理科	物理学	略	
	<u>物理学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>		
	化学		
	<u>化学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>		
	生物学		
	<u>生物学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>		
	略		
	<u>物理学実験・化学実験・</u>		

改正前		改正後	
略	活用を含む。)	生物学実験・地学実験	略
略			
技術	木材加工(製図及び実習を含む。) 金属加工(製図及び実習を含む。) 機械(実習を含む。) 電気(実習を含む。) 栽培(実習を含む。) 情報とコンピュータ(実習を含む。)	材料加工(実習を含む。) 機械・電気(実習を含む。) 生物育成 情報とコンピュータ	略
家庭	略 被服学(被服製作実習を含む。) 略 保育学(実習を含む。)	略 被服学(被服実習を含む。) 略 保育学	略
略			
備考 略	(3) 高等学校教諭に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法	備考 略	(3) 高等学校教諭に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法
第1欄	第2欄	第2欄	第3欄
免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数 4以下の場合 5以上9以下の 10以上の場合

改正前		改正後	
	場合		場合
略	略	略	略
理科	略 「 <u>物理学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 、 <u>化学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 、 <u>生物実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 、 <u>地学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 」	略 「 <u>物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験</u> 」	略
略	略	略	略
家庭	略 被服学（ <u>被服製作実習</u> を含む。） 略 住居学（ <u>製図を含む。</u> ） 保育学（ <u>実習及び家庭看護を含む。</u> ） 家庭電気・家庭機械・ <u>情報処理</u>	略 被服学（ <u>被服実習</u> を含む。） 略 住居学 保育学	略
情報	略 情報社会・ <u>情報倫理</u> コンピュータ・ <u>情報処理（実習を含む。）</u>	略 <u>情報社会（職業に関する内容を含む。）</u> ・ <u>情報倫理</u> コンピュータ・ <u>情報処理</u>	略

改正前	改正後																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1541 339 2007">情報システム <u>(実習を含む。)</u></td> <td data-bbox="252 616 339 1081">情報システム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1541 427 2007">情報通信ネットワーク <u>(実習を含む。)</u></td> <td data-bbox="339 616 427 1081">情報通信ネットワーク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1541 555 2007">マルチメディア表現・マルチメディア技術 <u>(実習を含む。)</u></td> <td data-bbox="427 616 555 1081">マルチメディア表現・マルチメディア技術</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1541 603 2007"><u>情報と職業</u></td> <td data-bbox="555 616 603 1081"></td> </tr> </table>	情報システム <u>(実習を含む。)</u>	情報システム	情報通信ネットワーク <u>(実習を含む。)</u>	情報通信ネットワーク	マルチメディア表現・マルチメディア技術 <u>(実習を含む。)</u>	マルチメディア表現・マルチメディア技術	<u>情報と職業</u>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 616 339 1081">情報システム</td> <td data-bbox="252 203 339 616"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 616 427 1081">情報通信ネットワーク</td> <td data-bbox="339 203 427 616"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 616 555 1081">マルチメディア表現・マルチメディア技術</td> <td data-bbox="427 203 555 616"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 616 603 1081"></td> <td data-bbox="555 203 603 616"></td> </tr> </table>	情報システム		情報通信ネットワーク		マルチメディア表現・マルチメディア技術			
情報システム <u>(実習を含む。)</u>	情報システム																
情報通信ネットワーク <u>(実習を含む。)</u>	情報通信ネットワーク																
マルチメディア表現・マルチメディア技術 <u>(実習を含む。)</u>	マルチメディア表現・マルチメディア技術																
<u>情報と職業</u>																	
情報システム																	
情報通信ネットワーク																	
マルチメディア表現・マルチメディア技術																	
<p>備考 略 (4) 略</p> <p>別表第10 (第16条の2関係) 略</p>	<p>備考 略 (4) 略</p> <p>別表第10 (第16条の2関係) 略</p>																
<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のア又はイに定める単位を修得するものとする。</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第5号において同じ。）について、それぞれ次のア又はイに定める単位を修得するものとする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) <u>教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。</u></p> <p>(4) <u>知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。</u></p>																

改正前	改正後
<p>(3) 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する<u>教育並びにその障害により教育上特別の支援を必要とする者</u>に<u>関係する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</u></p>	<p>(5) 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び<u>複数の種類の障害を併せ有する者</u>に関する<u>教育並びにその障害により教育上特別の支援を必要とする者</u>（<u>発達障害者を含む。</u>）に対する<u>教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付第53号議案

市町立学校学級編制基準（案）について

このことについて、別紙のとおり定める。

市町立学校学級編制基準

佐賀県教育委員会

令和3年改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「新標準法」という。）第3条第2項に基づき、市町立学校の学級編制の基準を定め、令和6年度学級編制から適用する。

【学級編制の基準】

市町立学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次のとおりとする。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童 又は生徒の数
小学校 (義務教育学校 前期課程を含む)	同学年の児童で編制する学級	35人
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあたっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校 (義務教育学校 後期課程を含む)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

付第54号議案

SAGA スクール・ミッションについて

このことについて、別紙のとおり策定する。

SAGA スクール・ミッションの策定について

1 概要

- 令和3年3月31日付けで学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が公布され、高等学校は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受け入れに関する方針（以下「三つの方針」（いわゆる「スクール・ポリシー」）という。）を定め、公表することとされた。（令和4年4月1日施行。令和7年3月31日までは経過措置により公表を要しない。）
- また、設置者は、その設置する高等学校が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆる「スクール・ミッション」。）を再定義することが望まれることとされた。（令和3年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）
- 今回、改正省令及び通知を受けて、佐賀県教育委員会としてスクール・ミッション（SAGA スクール・ミッション）を策定し、各県立高等学校に提示しようとするもの。

2 スクール・ミッション及びスクール・ポリシーについて

(1) スクール・ミッションとは

- 各高校が育成を目指す資質・能力を明確化し、生徒一人一人が主体的に学びに取り組むことが重要。
- 設置者が、在籍する生徒の状況や意向・期待、各学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情、将来的な社会像・地域像を踏まえて、各学校の存在意義、期待される社会的役割、目指すべき学校像を示すもの。

- ✓在籍する生徒及び教職員その他の学校内外の関係者に対してわかりやすく示すこと
- ✓各地域や高校の実情等を踏まえ、各設置者において適切な時期を捉えて行うこと
- ✓策定単位は高校全体が基本。ただし、学科・課程を策定単位にすることも可能

(2) スクール・ポリシーとは

- 高等学校教育の入口から出口までの教育活動を体系化し、教育の継続性を担保することを目的としたもの。
- スクール・ミッションに基づき各高等学校が策定・公表する。

- ① グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）
⇒生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針
- ② カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）
⇒育成を目指す資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針
- ③ アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）
⇒入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針

3 SAGA スクール・ミッションについて

(1) 策定の方針

- ・ 改正省令及び通知を踏まえ、佐賀県教育委員会として、以下の観点から SAGA スクール・ミッションを策定し、各高等学校に提示することとしたい。

- ✓学校の存在意義や学校に期待される社会的役割、目指す学校像を明確にする。
- ✓生徒・保護者・地域の方々などに学校の特色や独自性など、学校らしさがわかりやすく伝わる内容とする。
- ✓学校が積極的に取り組んでいる事業について言及する。

(2) 今後のスケジュール

- ・ 令和6年3月 3月定例教育委員会において付議・承認
⇒その後、各高等学校に通知、
県 HP にて SAGA スクール・ミッション公表
⇒各高等学校においてスクール・ポリシーを作成
- ・ 令和6年4月 スクール・ポリシー公表

SAGAスクール・ミッション (案)		課程
No	高等学校名	
1	佐賀東	全日制
2	佐賀西	全日制
3	佐賀北	全日制
4	致遠館	全日制
5	唐津東	全日制
6	唐津西	全日制

○幅広い教養と学力を備えた、佐賀を愛し、地域社会の振興と発展に貢献する人材を育成する。
○県内唯一のスポーツ科を有する高校として、部活動を活性化し実績を積みとともに、スポーツに関する専門知識や高度な技術を身につけた、スポーツで進路を切り拓く人材を育成する。
○旧制佐賀中学校以来の長い伝統を誇る高校として、科学・文化・社会の創造・発展を担い、将来の佐賀・日本・世界を支え、切り拓く多様な人材を育成する。
○変化の激しい時代の中で、主体的に生き抜くための社会性や優れた知性、広い視野を獲得する教育を実践する。
○自主自律を重んじる自由な校風の下、生徒それぞれの個性や能力、可能性を最大限に伸ばし、ウェルビーイング（自己と地域の幸福）に貢献する人材を育成する。
○県内唯一の学科である芸術科においては、芸術の発展に寄与し、芸術の魅力を広く発信することのできる人材を育成する。
○県内唯一の公立通信制高校として、生徒一人一人の可能性に応じた学びの場を提供し、各自が身に付けた体験や経験を、将来の自分の在り方・生き方に活用できる生徒を育成する。
○中部地区の県立中高一貫教育校として、これからの時代を見据えた6年間のカリキュラムに基づき教育実践を更に充実させる。
○理数科・普通科併置の特徴を生かし、未来社会の文化の創造と発展に力をつくす、科学技術人材・グローバル人材を育成する。
○北部地区の県立中高一貫教育校として、これからの時代を見据えた6年間のカリキュラムに基づき教育実践を更に充実させる。
○120年以上の歴史を持つ唐津市の伝統校として、地域の行政機関や各学校、地域の方々々と連携した活動の中で、高い志と主体的に生きる力を身に付け、地域や国際社会の発展に貢献できる逞しい人材を育成する。
○普通科改革を推進し、各コースの下、生徒一人一人の主体的活動を促し、多様な進路の実現を目指す。
○協働的な活動による、地域課題や自らが立てた課題の解決を通して、地域社会の未来を担う、志のある人材を育成する。

7	鳥栖	全日制	<p>○東部地区の県立中高一貫教育校として、これからの時代を見据えた6年間のカリキュラムに基づき教育実践を更に充実させる。</p> <p>○魅力を磨くことで、県境にある高校として県内外から志の高い生徒を呼び込み、地域・日本・世界の未来を切り拓くリーダーを育成する。</p>
8	伊万里	全日制	<p>○普通科改革を推進し、高い志を持つ生徒を県内外から呼び込み、学校の新たな魅力づくりに挑戦する。</p> <p>○教科学習に加え、地域との連携のもと多様な学びに挑戦することで、地域の期待に応え、社会に貢献できる有為な人材を育成する。</p>
9	武雄	全日制	<p>○西部地区唯一の県立中高一貫教育校として、6年間を見据えたカリキュラムに基づき教育実践を更に充実させる。</p> <p>○自治体との連携等による探究を中核とした学びを一層推進し、これからの時代を生き抜く資質・能力を涵養し、地域や国際社会が抱える課題の解決に対して主体的に行動できる人材を育成する。</p>
10	鹿島	全日制	<p>○旧制鹿島中学校以来の伝統と新しい取組を融合させ、探求（探究）活動や普通科改革を推進するとともに、地域の力の積極的な活用を通して地域の期待に応え続ける学校を目指す。</p> <p>○三つの学科（普通科、商業科、食品調理科）の相互作用を通して、社会を支え未来を切り拓く有為な人材を育成する。</p>
11	神埼	全日制	<p>○地域の関係団体・企業等と連携・協働し、学校の新しい魅力づくりに挑戦する。</p> <p>○教科と探究活動を連動させた学びを推進することで、社会や地域の課題を探り解決に向かう経験を通し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成する。</p>
12	三養基	全日制	<p>○旧制三養基中学校創設以来培ってきた地域との協働による学びを深め、地域社会に貢献する人材を育成する。</p> <p>○帰国・外国人生徒等の教育拠点校として、多文化共生教育を推進する。</p>
13	小城	全日制	<p>○SDGsに基づいた課題を探究する「オンラインワン活動」を展開し、自己有用感を備えた、新たな価値の創造と平和で幸福な社会の実現に取り組む人材を育成する。</p> <p>○多様で開かれたインクルーシブ教育を推進し、次世代の共生社会を担う人材を育成する。</p>
14	厳木	全日制	<p>○厳木町の地域資源を生かし、生徒の個性や特性に応じたカリキュラムや体験学習を通して、多様な進路希望の実現を図り、地域や社会に貢献できる心豊かな人材を育成する。</p> <p>○すべての生徒が安心して共に学べる、インクルーシブ教育を推進する。</p>

15	白石	全日制	<ul style="list-style-type: none"> ○普通科と商業科を併置する特徴を生かし、校舎制の学校として独自の魅力を高める。 ○地域との協働を通して、高い志と主体的に未来を切り拓く力をもち、地域や社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成する。
16	太良	全日制	<ul style="list-style-type: none"> ○インクルーシブ教育を通して、他者を思いやり、多様性を認め合うことのできる豊かな心を育み、すべての生徒が安心して学べる学校の実現を目指す。 ○太良町との協働的な学びや体験活動を通して、主体的に関わり、共に生きていく心を育て、地域社会に貢献できる人材を育成する。
17	唐津南	全日制	<ul style="list-style-type: none"> ○産学官との連携を図り地域貢献を実践することで、唐津に根ざした「開かれた学校づくり」を目指す。 ○農業科と家庭科を併置する専門高校として、農業と家庭の専門的な知識・技術の習得を通じて、関連産業を担うスペシャリスト（職業人）を育成する。
18	伊万里実業	全日制 定時制	<ul style="list-style-type: none"> ○「農」と「商」の学びを生かして、地域とともに歩み地域産業に貢献できる人材を育成する。 ○農業科・商業科併置の特徴を生かし、6次産業化に対応した教育活動を推進する。 ○西部地区唯一の商業科定時制高校として、多様な生徒に対応した商業教育を実践する。
19	高志館	全日制	<ul style="list-style-type: none"> ○農業分野（園芸・環境・食品）の特徴的な学びを推進し、農業学習の魅力を発信していく。 ○中部・東部地区唯一の農業高校として、地域の持続可能な農業や産業を担う、高い志を持った人材を育成する。
20	佐賀農業	全日制	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史ある農業高校としての実績をもとに、これからの時代に求められる農業教育を探究する。 ○グローバルな視点と地域や人とのつながりを大切にしながら、「農・食・環境」に関する協働的かつ探究的な学びを通して、主体的に地域の課題を解決し、地域を支えていく人材を育成する。

21	佐賀工業	全日制	<p>○地域及び日本のものづくり界に専門性を有する人材を輩出してきた伝統を受け継ぐとともに、ロボット技術等の分野横断的な取組、先端技術と融合した教育を実践する。</p> <p>○技術革新が加速する時代において、地域及び日本の産業界を牽引し、高い倫理観をもって、人々が暮らしやすい安全性の高い社会を創造できる工業技術者を育成する。</p>
		定時制	<p>○中部地区唯一の工業科を持つ定時制高校として、地域及び日本の産業界を牽引し、高い倫理観をもって、人々が暮らしやすい社会を創造できる工業技術者を育成する。</p>
22	唐津工業	全日制	<p>○唐津の地域に根ざし、これからの時代に必要とされる工業教育の実践に取り組み、工業界や地域社会の発展に貢献できる、広い視野を持った人材を育成する。</p>
		全日制	<p>○九州陸上交通の要衝であり、多くの企業や工場が集積する鳥栖市にある工業系高校としての立地を活かし、県内外から広く生徒を呼び込みつつ、広い視野と豊かな想像力を持つ、社会に貢献できる工業技術者を育成する。</p>
23	鳥栖工業	定時制	<p>○県内唯一の工業科・普通科を併置する定時制高校として、個々の学びのニーズに応じた、きめ細かな指導を通して、広い視野を持った社会に貢献できる人材を育成する。</p>
		全日制	<p>○有田が持つ様々な地域資源を活用し、ものづくりを通して生涯学び続け、新しい価値を生み出す技術者を育成する。</p> <p>○国内初の陶器工芸学校の伝統を継承するセラミック科、デザイン科の魅力を磨き上げるとともに、広く県内外に発信して生徒を募集し、学校及び地域の更なる活性化を目指す。</p>
24	有田工業	定時制	<p>○国内初の陶器工芸学校の伝統を継承するセラミック科、デザイン科を持つ西部地区の定時制高校として、ものづくりを通して生涯学び続け、挑戦し続ける生徒を育成する。</p>
		全日制	<p>○多様な学科を持つ商業高校として、これからの時代に求められる商業教育を探究し実践する。</p> <p>○各学科の特色を生かし、自治体・高等教育機関・地域の産業界等との協働・連携による実践的かつ探究的な教育活動の充実を図り、グローバルな視点でコミュニティーを支える地域のリーダーを育成する。</p>
25	佐賀商業	定時制	<p>○中部地区の定時制高校として、これからのビジネスに必要な知識と技術の習得を通じ、地域社会に貢献できる人材を育成する。</p>

26	唐津商業	全日制	<p>○地域との協働のもと、唐津の持つ様々な資源を活用した探究活動を通して、学校及び地域の更なる活性化を目指す。</p> <p>○社会や経済の持続的な発展に寄与できるビジネス教育を通して、幅広い知識と教養を身に付け、自ら考え行動する資質を育み、唐津地区・県・国の発展に貢献できる人材を育成する。</p> <p>○北部地区唯一の商業科定時制高校として、生徒のニーズに対応したビジネス教育を通して、幅広い知識と教養を身に付け、唐津地区・県・国の発展に貢献できる人材を育成する。</p>
27	鳥栖商業	全日制	<p>○地域の行政や企業等と様々に協働しながら、学校及び地域の更なる活性化を目指す。</p> <p>○流通のクロスポイントである鳥栖市で、ビジネスに関する専門的な知識と技術を習得し、地域に貢献する、創造力豊かな人材を育成する。</p>
28	牛津	全日制	<p>○県内唯一の家庭科教育専門学校として、衣・食・ヒューマンサービスに関するスペシャリストを育成する。</p> <p>○生活の質の向上に関する専門的知識や技能を生かし、地域と様々に協働しながら、学校及び地域の更なる活性化を目指す。</p>
29	神埼清明	全日制	<p>○地域の関係団体・企業等との連携・協働を実践し、学校の新しい魅力づくりに挑戦する。</p> <p>○東部地区唯一の総合学科高校として、一人一人の個性に応じた幅広い学びとキャリア教育を推進し、社会の構成員として自立した人材を育成する。</p>
30	多久	全日制	<p>○中部地区唯一の総合学科高校として、キャリア教育と4つの系列教育（人文科学・健康福祉・商業ビジネス・工業技術）の特性を活かした豊かな学びを実践する。</p> <p>○各系列の強みを生かし、地域に貢献する人材を育成する。</p>
31	嬉野	全日制	<p>○工業科、総合学科が併置された「ものづくり教育・ひとづくり教育」を実践する高校として、産業社会の変化に対応できる専門的な知識・技術を身に付け、これからの社会で生き抜くために必要な力を育成する。</p> <p>○校舎制の利点を活かして地域社会と深く関わりながら、地域の活性化に貢献できる産業人を育成する。</p>
32	唐津青翔	全日制	<p>○北部地区唯一の総合学科高校として、多様性を生かすとともに、その特徴を磨き上げ、県内外から生徒を呼び込む魅力的な学びを実践する。</p> <p>○デジタルを活用し、実践的でクリエイティブな人材や、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、東松浦の資源を活用した地域との協働を通して、地域社会に貢献する人材を育成する。</p>

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。

(a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針

(b) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(c) 入学者の受け入れに関する方針

(※) 令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

各高等学校に期待される社会的役割の再定義

■ 背景

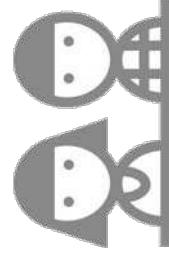
- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 各高校の存在意義
 - ✓ 期待される社会的役割
 - ✓ 目指すべき高等学校像
- ✓ 生徒の状況・意向・期待
 - ✓ 現在の社会・地域の実情
 - ✓ 学校の歴史・伝統
 - ✓ 将来の社会像・地域像

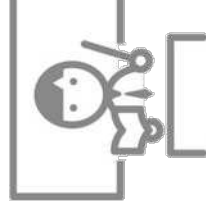
高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



中学生

生徒

教職員



地域住民

地元市町村

地元産業界

- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」（スクール・ポリシー）の策定・公表（学校教育法施行規則の改正）

- ✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成
 - ✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**
 - ▶ **特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**
- 第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。
- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針

- ✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**
- ✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実
- ✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**
- ✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

- ✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容
- ✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとせず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針
- ✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの

関係者		意義・効果
生徒	同方針に表れた資質・能力を身に付けることが <u>高等学校生活の目標の一つ</u> 〔卒業時の姿から逆算して日々の授業等への取組 （大学入学選抜や就職活動における自身に関する説明に活用可能）	
教職員	同方針に表された資質・能力を育成することを <u>日々の教育活動の最終的な目標</u> として、年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善	
設置者	同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置や指導主事の派遣</u> などの支援	
入学希望者	明確化された卒業時の姿を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用	
関係機関	明確化された各高等学校が育成を目指す資質・能力を踏まえて、 <u>相互のコミュニケーションを円滑化</u>	

- ✓ 授業改善等に活用できるよう、一定の具体性をもった内容とすることが必要
（その際、定量的なものというよりも、定性的な目標として記載されることに留意）
- ✓ 各教科・科目の単位修得と離れて独自の卒業要件となるのではない点に留意

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- ✓ 育成を旨とする資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針となるもの

関係者		意義・効果
生徒	同方針の内容を踏まえて、卒業までの学習の道筋を捉える	
教職員	同方針に基づいて教育課程全体の体系化や各教科・科目の意味付け一貫した方針の下で <u>年間指導計画の策定</u> や <u>日々の授業の実施・改善等</u>	
設置者	同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置や指導主事の派遣などの支援</u>	
入学希望者	教育活動の基本的な方針を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用	
関係機関	各高等学校の教育内容に関する方針が共有されることで <u>相互のコミュニケーションが円滑化</u>	

- ✓ 同方針はカリキュラム・マネジメントの基盤。教育課程の編成という計画段階の方針にとどまらず、教育課程の実施や、教育課程の評価に当たって参照されるもの
- ✓ 新学習指導要領において重要視される「社会に開かれた教育課程」主体的・対話的で深い学び」「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を意識して策定

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

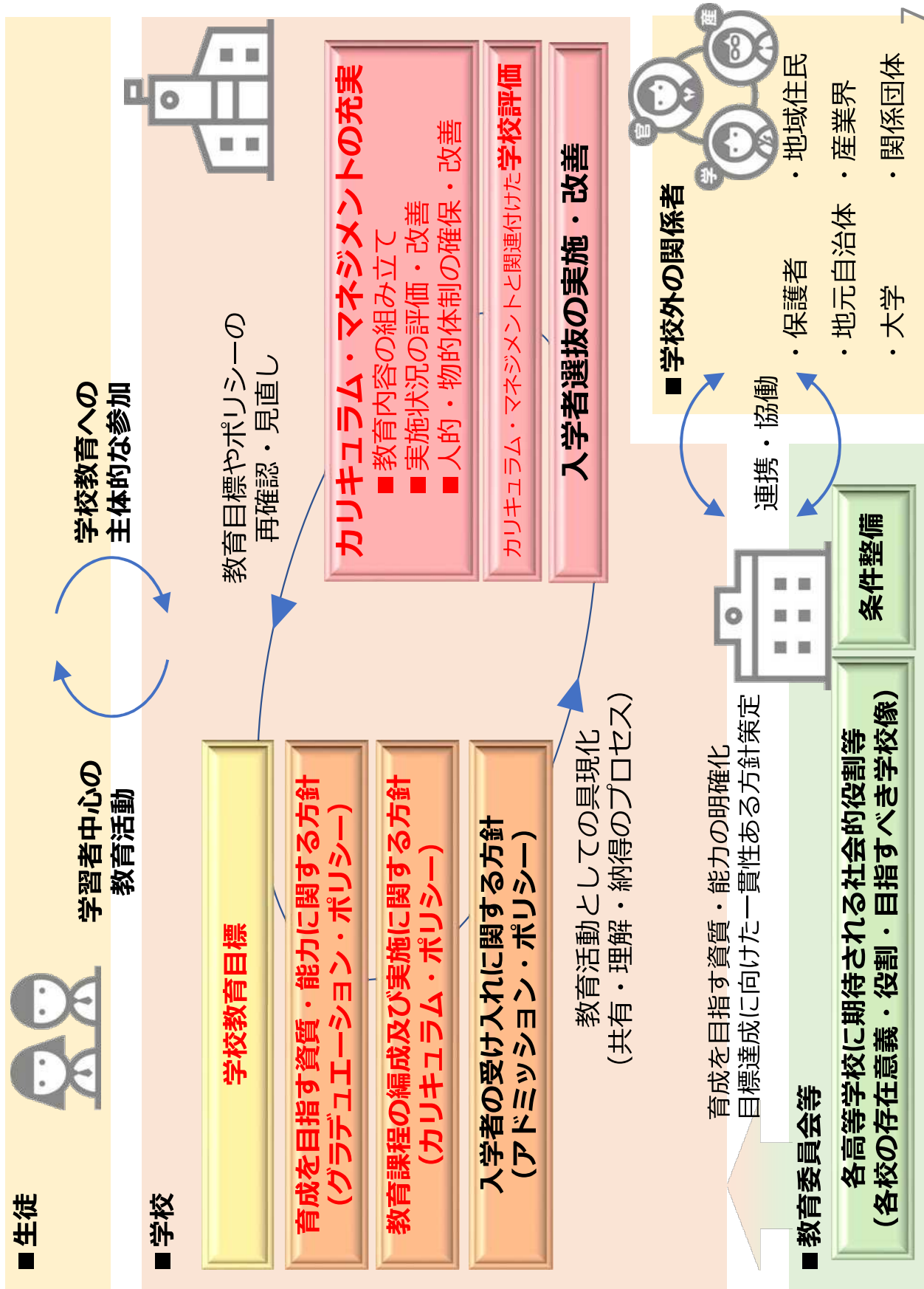
入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。

関係者		意義・効果
入学希望者	<u>学校選択時の判断基準や入学に向けた目標</u>	
中学校の教職員	<u>進路指導に当たる上での参照情報</u>	

- ✓ 一覧性を高める観点から、同方針の公表を各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表するなどの工夫
- ✓ 育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、これら方針に基づく教育を受ける生徒に対するメッセージとしてふさわしい内容
- ✓ 生徒の資質・能力は可塑性に富むものであることから、入学時において求められる資質・能力を余りに厳格に定めることによって、学が意欲を持った生徒に対して高等学校教育の門戸を閉ざすこととなってはならない

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」に基づく教育活動の実施・改善 (イメージ)



在籍する生徒の状況・意向・期待

現在の社会・地域の実情

学校の歴史・伝統

将来の社会像・地域像

令和6年3月定例教育委員会資料

(令和6年3月27日)

報告事項

【公開】

佐賀県教育委員会

令和6年度佐賀県立中学校入学者選抜結果について

令和6年2月5日現在

(単位：人、倍)

		香楠中学校	致遠館中学校	唐津東中学校	武雄青陵中学校	総計	
定員		120	120	120	120	480	
志願者		224	322	321	229	1,096	
志願倍率		1.87	2.68	2.68	1.91	2.28	
県内		216	314	315	226	1,071	
県外		8	8	6	3	25	
令和 六年度	1/13 検査	受検者	221	317	318	221	1,077
		欠席者	3	5	3	8	19
	1/20 検査	申請者	2	3	1	3	9
		受検者	2	3	1	3	9
		欠席者	0	0	0	0	0
	総受検者		223	320	319	224	1,086
	受検倍率		1.86	2.67	2.66	1.87	2.26
	合格者		120	120	120	120	480
	県内		118	116	117	119	470
	県外		2	4	3	1	10
辞退者数		2	12	3	7	24	
補充者数		2	12	3	7	24	
入学予定者数		120	120	120	120	480	
県内		118	117	117	119	471	
県外		2	3	3	1	9	
令和 五年度	志願者		256	336	316	237	1,145
	志願倍率		2.13	2.80	2.63	1.98	2.39
	受検者	1/14検査	246	323	306	227	1,102
		1/28検査	6	5	2	4	17
		合計	252	328	308	231	1,119
	受検倍率		2.10	2.73	2.57	1.93	2.33
合格者		120	120	120	120	480	

※志願者数の内訳（所属学区、所属学区以外、県外等）については、出願時における志願者の住所に基づく人数

第78回国民スポーツ大会冬季大会について

- 期 間 令和6年2月21日(水)～24日(土)
- 会 場 赤倉温泉スキー場(山形県最上町)
- 競 技 スキー(ジャイアントスラローム)
- 出場者

種別	氏名	所属名	順位	タイム
少年男子	古賀 禅一	敬徳高等学校	127位	26.30
	稲増 秀成	佐賀県立佐賀西高等学校	144位	26.92

参加者 180名、DNS 8名、DNF 4名、DISQUALIFIED 1名

種別	氏名	所属名	順位	タイム
少年女子	江上 知里	佐賀県立致遠館高等学校	105位	29.79

参加者 119名、DNS 3名、DNF 4名、DISQUALIFIED 1名